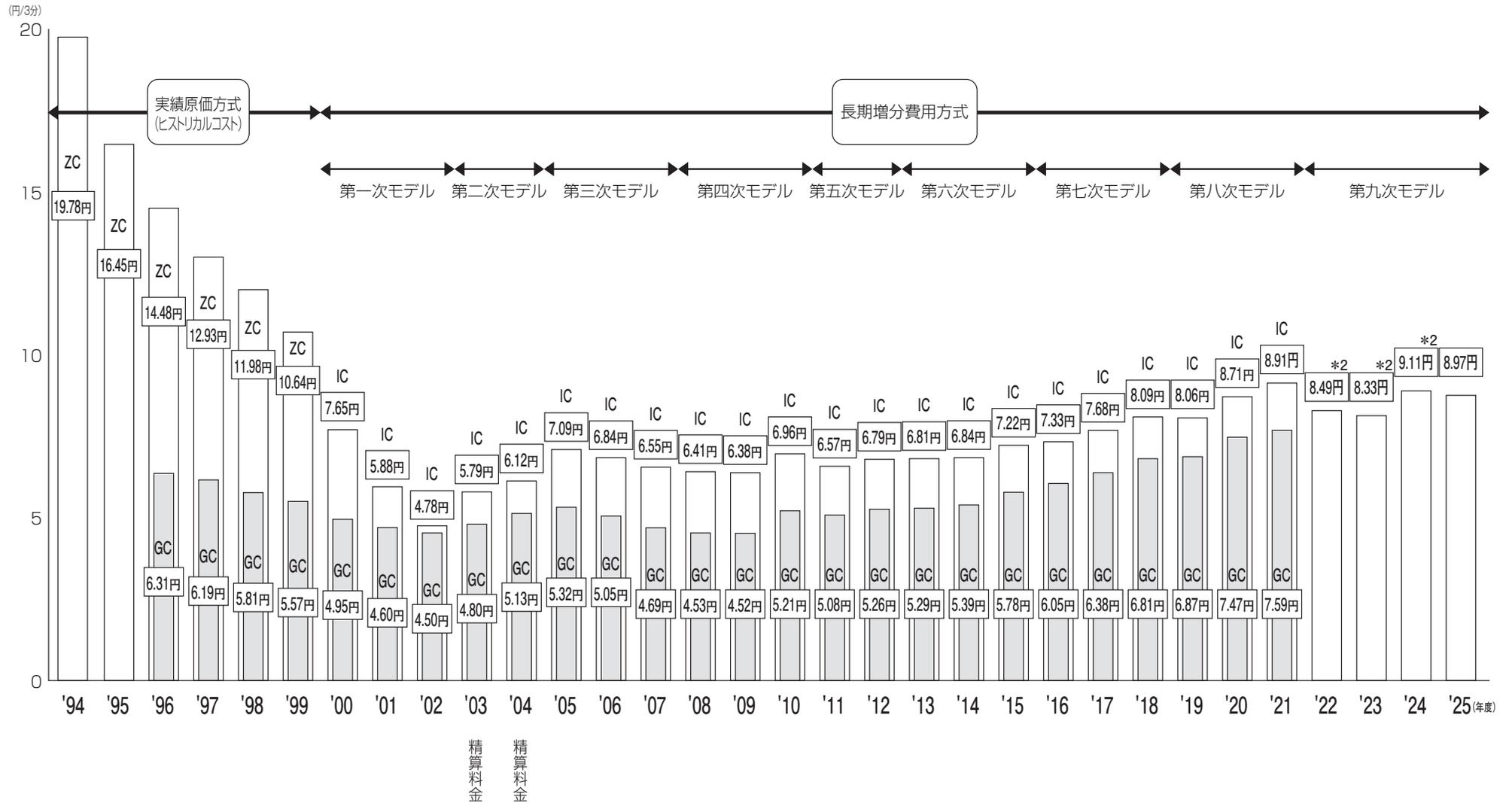


相互接続の推進

事業者間接続料金の推移

※接続料金は、消費税抜きで表記しています。



※ 3分間通話した場合の料金。なお、3分3分制方式の1994年度、1995年度の料金は、現在の秒課金方式 (X円/呼+Y円/秒) ベースに補正。

*1 GC経由通信時間が、料金算定時の通信量 (2001年度下期及び2002年度上期の通信量) に比べ15%を超えて変動した場合は、事後精算を実施。

*2 第八次PSTNモデルと第九次IPモデルを加重平均した単金

長期増分費用方式について

現在ある設備について、実際にかかった費用をもとに料金算定するのではなく、同様の設備を仮に最新の技術で最も低廉な価格で構築した場合の費用をもとに料金算定する方式です。

長期増分費用方式導入の経緯と見直しについて

〈導入経緯〉

接続料金に関わる問題については、1997年からの日米規制緩和協議の中で取り上げられ、1998年5月のバーミンガムサミット時の日米交渉において、日本が接続料金を引き下げるための長期増分費用方式を導入することで合意しました。

その合意に基づいて、2000年5月に電気通信事業法の一部改正が行われ、長期増分費用方式での接続料算定が法律で定められました。

同年7月の日米規制緩和協議において、今後3年間（2000～2002年度）で1998年度の接続料金に対してGC接続で22.5%、IC接続で60.1%の引き下げ（その8～9割を2年で実施）を行うことが決定され、これに基づきNTT西日本は、2002年度までの3年間の接続料金の値下げを認可申請し、2001年2月に総務大臣の認可を受けました。

〈算定方法見直し①〉

2000年9月から総務省において長期増分費用モデルの見直しが行われ、2002年3月に改定モデルが公表されました。これを踏まえた情報通信審議会答申「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」を受けて、2003年4月に接続料規則の一部改正が行われ、接続料の事後精算制度等が規定されました。NTT西日本はこれに従い、2001年度下期及び2002年度上期の通信量等を用いて算定した2003年度及び2004年度の接続料金、精算の具体的方法等について2003年4月に認可申請し、同月、総務大臣の認可を受けました。なお、東西同一の接続料金を維持するため、2003年度から「東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令」に基づき、東西交付金制度が導入されています。

〈算定方法見直し②〉

2003年9月から総務省において長期増分費用モデルの見直しが行われ、2004年4月に新モデルが公表されました。これを踏まえた情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」を受けて、2005年2月に接続料規則の一部が改正され、2005年度からの接続料はNTSコストの段階的な控除や予測通信量等を用いて算定しております。

※NTSコスト（Non-Traffic Sensitive Cost）：交換機等の費用のうち、通信量に依存しない費用（回線数に依存する費用）です。

〈算定方法見直し③〉

固定電話網への投資抑制やIP化の進展等の環境変化を踏まえ、再度モデルの見直し（4次モデル）が行われました。さらに、2007年9月の情報通信審議会における「平成20年度以降の接続料の在り方に関する答申」等により、NTSコストについては、ユニバーサルサービス基金制度の支援額の算定方法の見直しにあわせて、2008年度からはその一部を接続料として接続事業者が負担する制度変更が行われました。

〈算定方法見直し④〉

税制改正等の最新の実態への対応やモデルの精緻化を踏まえ、再度モデルの見直し（5次モデル）が行われました。これを踏まえ、2010年9月の情報通信審議会における「平成23年度以降の接続料の在り方に関する答申」等により、電気通信分野を取り巻く環境変化等に適切に対応した算定方式とするため、5次モデルを用いた算定方式の適用期間は2年間とされました。

〈算定方法見直し⑤〉

回線数の減少に対応したネットワーク構成の見直しや、東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性確保の観点から、再度モデルの見直し（6次モデル）が行われました。これを踏まえ、2012年9月の情報通信審議会における「平成25年度以降の接続料の在り方に関する答申」等により、6次モデルを用いた算定方式の適用期間は3年間とされました。その際、PSTNからIP網への移行の進展を考慮し、IP網への移行を見据えた償却済み比率の上昇を反映するための補正措置が導入されました。

〈算定方法見直し⑥〉

継続的な回線数の減少やIP網への移行を踏まえ、算定対象とするサービスの見直し（ICトランジット呼の追加）及び災害対策コストの追加等、再度モデルの見直し（7次モデル）が行われました。これを踏まえ、2015年9月の情報通信審議会における「平成28年度以降の接続料の在り方に関する答申」等により、7次モデルを用いた算定方式の適用期間は3年間とされました。

なお、PSTNからIP網への移行の進展を踏まえ、IPモデルの検討が行われましたが、音声品質を確保するための具体的な方式やコストが整理されていないこと等の大きな課題があることから適用は見送られました。

〈算定方法見直し⑦〉

モデル精緻化の観点から、電力系設備の経済的耐用年数の見直し、RT用蓄電池保持時間の延長等、再度モデルの見直し（8次モデル）が行われました。

これを踏まえ、2018年10月の情報通信審議会における「平成31年度以降の接続料の在り方に関する答申」等により、8次モデルを用いた算定方式の適用期間は3年間とされました。

なお、7次モデルに続きIPモデルの検討・見直しが行われましたが、PSTNからIP網への移行期間であることを踏まえ、引き続き現行のPSTNモデルを適用することとなりました。

〈算定方法の見直し⑧〉

IP網への接続ルートの切替等の環境変化を踏まえ、IPモデルの見直し（9次モデル）が行われました。

なお、IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方に関する最終答申より、接続ルートの切替が完了する2024年12月までの移行期間において、接続ルート切替前後で、加入電話の発着信に係る接続料等の負担を単一とすることが適当とされ、当該期間中の接続料等の算定では、接続ルート切替前の網に対応した8次PSTNモデルの算定値と接続ルート切替後の網に対応した9次IPモデルの算定値の加重平均値を適用することとなりました。